

# I 調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、子どもを公立又は私立の学校に通学させている保護者が子どもの学校教育及び学校外活動のために支出した経費並びに世帯の年間収入の実態をとらえ、教育に関する国の諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査対象と抽出方法

### (1) 調査対象

公立並びに私立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校(全日制)の幼児・児童・生徒を対象とする。

調査実施学校数及び調査対象の幼児・児童・生徒数は次のとおりとする。この結果、調査実施学校と調査対象の幼児・児童・生徒の総数は1,114校, 28,304人となっている。

学校種類	学校調査		保護者調査			
	調査実施学校数	対象学級数	対象者数(人)	集計対象者数(人)	回収率(%)	
公立	幼稚園	150	400	3,200	3,030	94.7
	小学校	150	900	5,400	4,701	87.1
	中学校	150	450	2,700	2,339	86.6
	高等学校(全日制)	150	450	3,600	3,074	85.4
私立	幼稚園	150	450	2,700	2,461	91.1
	小学校	164	984	5,904	3,896	66.0
	中学校	50	150	1,200	770	64.2
	高等学校(全日制)	150	450	3,600	2,791	77.5

(注)1 「学校調査」の「対象学級数」は、各学年別に、それぞれ1学級ずつ抽出されたものである。

2 「保護者調査」の「対象者数」は、「学校調査」で抽出された学級からそれぞれ8名(公立小学校、公立中学校及び私立幼稚園においては6名)ずつ無作為に抽出された学級の全幼児・児童・生徒数の合計である。

3 公立幼稚園の「調査実施学校数」は、3～5歳児が在園する幼稚園が100校、4～5歳児が在園する幼稚園が50校である。

### (2) 抽出方法

#### ◎ 都道府県ごとの調査対象数の決定

文部科学省は、それぞれの都道府県について、公立の幼稚園、小学校、中学校及び私立の幼稚園については市町村の人口規模別の学校数に応じ、私立中学校については在籍生徒数に応じ、高等学校については設置する学科に応じて調査実施学校数を決定する。なお、市町村の人口規模の区分は、①5万人未満、②5万人以上15万人未満、③15万人以上(指定都市・特別区を除く)、④指定都市・特別区の4区分である。

◎ 学校の抽出

都道府県知事及び都道府県教育委員会は、文部科学省が定める調査実施学校数に基づいて調査実施校を抽出する。

◎ 幼児・児童・生徒の抽出

調査実施校は、各学年(公立幼稚園にあつては3歳児, 4歳児及び5歳児)別に8名, 私立幼稚園, 公立小学校及び公立中学校においては6名ずつの対象幼児・児童・生徒を無作為に抽出する。

### 3 調査の構成及び調査する費用の範囲

この調査は、「保護者調査」と「学校調査」の2種類で構成し、それぞれの調査する費用の範囲は、次のとおりとする。

なお、項目毎の内容等の細目は、「9 子どもの学習費調査項目別定義」(P. 7)参照。

#### (1) 保護者調査

- ① 学校教育費：保護者が、子どもに学校教育を受けさせるために支出した経費(通学費を含む)。ただし、学校調査で調査される経費を除く。  
例) 学用品費, 体育用品費, 楽器等購入費, 実験実習材料費, クラブ活動費, 通学費など
- ② 学校外活動費：保護者が、子どもの学校外活動のために支出した経費。
- ③ 世帯の年間収入：世帯全体の1年間収入(税込み)。

#### (2) 学校調査

- ① 学校教育費：保護者が、子どもの教育のために、学校及び学校教育関係団体に納付あるいは寄付した経費。  
例) 授業料, 保育料, 入学金, 修学旅行費など
- ② 学校給食費：幼稚園・小学校・中学校において、保護者が給食費として学校に納付した経費。

## 4 調査の対象期間

調査する費用の対象期間は、平成20年4月1日～平成21年3月31日の1年間の費用である。

なお、保護者調査については、下記の三期に分けて各期合計額を調査し、学校調査は1年間の合計額を調査する。

第一期 平成20年 4月～平成20年 6月の3ヶ月分

第二期 平成20年 7月～平成20年11月の5ヶ月分

第三期 平成20年12月～平成21年 3月の4ヶ月分

## 5 調査方法

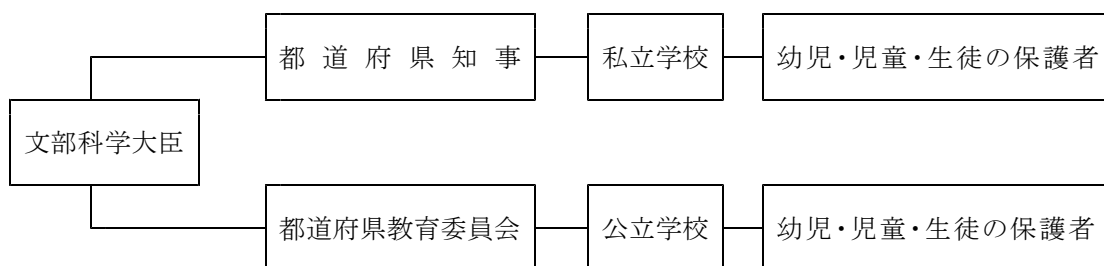
### (1) 報告者

調査の報告者は次のとおりとする。

- ① 保護者調査 …… 幼児・児童・生徒の保護者
- ② 学校調査 …… 公立学校及び私立学校

### (2) 調査系統

この調査の調査系統は、次のとおりとする。



都道府県知事及び都道府県教育委員会から提出された調査票に基づき、文部科学省において、全国の幼児・児童・生徒一人当たりの年間経費を推計する。

## 6 都道府県別調査対象校数

区 分	幼 稚 園				小 学 校		中 学 校		高等学校(全日制)	
	公立	3～5歳児		私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
		3～5歳児	4～5歳児							
合 計	150	100	50	150	150	164	150	50	150	150
北海道	5	3	2	5	4	—	5	1	5	4
青森	1	1	—	3	3	—	3	—	3	4
岩手	4	3	1	3	3	—	3	—	3	3
宮城	4	2	2	4	4	3	4	—	3	3
秋田	2	2	—	3	3	—	2	—	3	2
山形	2	1	1	3	3	—	3	—	3	3
福島	5	3	2	3	3	3	3	—	3	4
茨城	5	3	2	4	3	1	3	1	3	3
栃木	1	1	—	4	3	1	3	—	3	3
群馬	4	3	1	3	2	1	2	1	3	4
埼玉県	3	2	1	5	5	3	5	1	5	3
千葉県	4	1	3	4	5	7	5	2	4	3
東京都	3	2	1	5	5	51	5	16	4	5
神奈川県	2	1	1	5	5	25	5	6	4	4
新潟県	4	4	—	3	4	—	4	—	2	3
富山県	3	2	1	3	2	—	2	—	3	2
石川県	1	1	—	2	3	1	3	—	3	2
福井県	3	3	—	2	2	—	2	—	3	3
山梨県	—	—	—	3	2	2	3	—	3	2
長野県	2	2	—	3	3	1	3	—	3	3
岐阜県	4	3	1	3	3	1	3	1	3	3
静岡県	5	4	1	4	4	4	4	1	3	4
愛知県	5	4	1	5	5	1	5	2	5	5
三重県	4	3	1	2	4	1	2	—	3	3
滋賀県	5	3	2	2	2	1	2	—	2	2
京都府	5	4	1	3	3	5	3	2	3	3
大阪府	5	3	2	5	5	16	4	5	3	5
兵庫県	4	1	3	4	5	9	5	3	4	3
奈良県	5	3	2	2	2	3	2	1	3	3
和歌山県	3	2	1	2	3	1	3	—	3	2
鳥取県	—	—	—	2	2	—	2	—	2	2
島根県	4	3	1	2	2	—	2	—	2	3
岡山県	5	3	2	1	4	2	3	1	3	5
広島県	4	2	2	5	5	4	5	1	3	4
山口県	2	1	1	3	3	—	2	—	3	4
徳島県	2	—	2	2	2	2	3	1	3	2
香川県	4	4	—	2	2	—	2	—	3	3
愛媛県	4	3	1	3	2	—	3	—	3	3
高知県	2	1	1	1	2	1	2	1	2	2
福岡県	4	3	1	5	4	4	5	1	5	5
佐賀県	2	2	—	3	2	—	2	—	3	2
長崎県	3	2	1	3	3	4	3	1	3	3
熊本県	3	3	—	4	3	—	3	—	3	3
大分県	2	—	2	2	3	1	3	—	3	3
宮崎県	1	1	—	4	2	—	3	—	3	3
鹿児島県	3	2	1	4	3	2	3	1	4	5
沖縄県	2	—	2	2	3	3	3	—	4	2

(注) 公立幼稚園の「3～5歳児」、「4～5歳児」とは、対象幼児が在園する幼稚園を示している。

## 7 回収状況等

区 分		幼稚園		小学校		中学校		高等学校(全日制)	
		公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
合 計	対 象 数(人)	3,200	2,700	5,400	5,904	2,700	1,200	3,600	3,600
	有効回答数(人)	3,030	2,461	4,701	3,896	2,339	770	3,074	2,791
	回 収 率(%)	(94.7)	(91.1)	(87.1)	(66.0)	(86.6)	(64.2)	(85.4)	(77.5)
学 年 (年 齢) 別 回 答 状 況	学年別対象数(人)	3歳児 800 4,5歳児 1,200	900	900	984	900	400	1,200	1,200
	第1学年(3歳児) 回収率(%)	752 (94.0)	817 (90.8)	779 (86.6)	651 (66.2)	786 (87.3)	276 (69.0)	1,042 (86.8)	924 (77.0)
	第2学年(4歳児) 回収率(%)	1,131 (94.3)	824 (91.6)	802 (89.1)	673 (68.4)	789 (87.7)	259 (64.8)	1,026 (85.5)	957 (79.8)
	第3学年(5歳児) 回収率(%)	1,147 (95.6)	820 (91.1)	786 (87.3)	651 (66.2)	764 (84.9)	235 (58.8)	1,006 (83.8)	910 (75.8)
	第4学年 回収率(%)	/		780 (86.7)	652 (66.3)	/		/	
	第5学年 回収率(%)			776 (86.2)	650 (66.1)				
	第6学年 回収率(%)			778 (86.4)	619 (62.9)				
人 口 規 模 別 回 答 状 況	5万人未満	対象数(人)	936	288	1,044	…	576	…	
		回収数(人)	902	260	955	…	469	…	
		回収率(%)	(96.4)	(90.3)	(91.5)	(…)	(81.4)	(…)	
	5万人以上 15万人未満	対象数(人)	1,144	792	1,656	…	828	…	
		回収数(人)	1,058	703	1,397	…	744	…	
		回収率(%)	(92.5)	(88.8)	(84.4)	(…)	(89.9)	(…)	
	15万人以上	対象数(人)	760	1,314	2,088	…	990	…	
		回収数(人)	726	1,217	1,774	…	845	…	
		回収率(%)	(95.5)	(92.6)	(85.0)	(…)	(85.4)	(…)	
指定都市・ 特別区	対象数(人)	360	306	612	…	306	…		
	回収数(人)	344	281	575	…	281	…		
	回収率(%)	(95.6)	(91.8)	(94.0)	(…)	(91.8)	(…)		

### <参考> 「世帯の年間収入」回答状況

区 分		幼稚園		小学校		中学校		高等学校(全日制)	
		公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
有効回答数(人)		2,402	2,093	3,813	3,198	1,953	625	2,430	2,215

## 8 標準誤差及び標準誤差率

この調査は標本調査であり、標本により得られた結果から一人当たり年間平均額を推計している。この推計結果である平均値のもつ誤差の一つとして、標本抽出に起因する標本誤差がある。

以下の表は、支出項目毎に「標準誤差」及び「標準誤差率」(平均値に対する標準誤差の比率)を示したものである。平均値を中心としてその前後に標準誤差の2倍ずつの幅を取ったものを95%信頼区間といい、このようにして求めた信頼区間には真の値が95%の確率で含まれると考えてよい。

区 分	幼 稚 園					
	公 立			私 立		
	a 平均値 (円)	b 標準誤差 (円)	b/a (%)	a 平均値 (円)	b 標準誤差 (円)	b/a (%)
学習費総額	229,624	4,307	1.88	541,226	12,878	2.38
学校教育費	131,678	2,233	1.70	369,787	6,263	1.69
学校給食費	14,932	1,072	7.18	27,577	1,355	4.91
学校外活動費	83,013	3,120	3.76	143,863	8,536	5.93

区 分	小 学 校					
	公 立			私 立		
	a 平均値 (円)	b 標準誤差 (円)	b/a (%)	a 平均値 (円)	b 標準誤差 (円)	b/a (%)
学習費総額	307,723	6,437	2.09	1,392,738	24,368	1.75
学校教育費	56,020	834	1.49	792,603	15,737	1.99
学校給食費	41,536	360	0.87	35,836	2,357	6.58
学校外活動費	210,167	6,670	3.17	564,299	12,634	2.24

区 分	中 学 校					
	公 立			私 立		
	a 平均値 (円)	b 標準誤差 (円)	b/a (%)	a 平均値 (円)	b 標準誤差 (円)	b/a (%)
学習費総額	480,483	5,809	1.21	1,236,256	43,296	3.50
学校教育費	138,044	2,170	1.57	946,593	33,916	3.58
学校給食費	37,430	830	2.22	590	278	47.20
学校外活動費	305,010	4,849	1.59	289,073	20,421	7.06

区 分	高 等 学 校 (全 日 制)					
	公 立			私 立		
	a 平均値 (円)	b 標準誤差 (円)	b/a (%)	a 平均値 (円)	b 標準誤差 (円)	b/a (%)
学習費総額	516,184	8,828	1.71	980,850	33,483	3.41
学校教育費	356,935	3,641	1.02	782,952	15,720	2.01
学校給食費	...	...	...	...	...	...
学校外活動費	159,249	7,049	4.43	197,898	22,553	11.40

## 9 子どもの学習費調査 項目別定義

※ 定義欄の◎は学校調査，○は保護者調査により把握していることを示す。

項目名	定義（含まれる費用の範囲）
学 習 費 総 額	学校教育費，学校給食費及び学校外活動費の合計
学 校 教 育 費	学校教育のために各家庭が支出した全経費で，学校が一律に徴収する経費（学校調査）及び必要に応じて各家庭が支出する経費（保護者調査）の合計額
授業料	◎ 幼稚園保育料，私立中学校・公立高等学校の授業料として徴収した経費
修学旅行・遠足・見学費	◎ 修学旅行・遠足・見学を行うために徴収した経費
学級・児童会・生徒会費	◎ 学級費・クラス会費として徴収した経費及び全校の児童・生徒を対象とする児童会・生徒会費として徴収した経費
P T A会費	◎ 学校・学級・地域等を単位とするP T Aの会費として徴収した経費
その他の学校納付金	◎ 当該学校に入学するための入学検定料・入学金，私立学校における施設設備資金及び上記以外の学校納付金で，保健衛生費，日本スポーツ振興センター共済金等の安全会掛金，後援会費，冷暖房費，学芸会費等として徴収した経費
寄付金	◎ 全く個人的な寄付金を除き，学校全体として集まった寄付金
教科書費・教科書以外の図書費	○ 授業で使う教科書（高等学校のみ）及び各教科などの授業（幼稚園の場合，保育上使用）のために，先生の指示などにより購入した必須図書等の購入費
学用品・実験実習材料費	○ 学校の各教科などの授業に必要な文房具類，体育用品，楽器，製図・技術用具，裁縫用具等の購入費及び調理用の材料購入費等
教科外活動費	○ クラブ活動（課外の部活動を含む），学芸会・運動会・芸術鑑賞会，各教科以外の学級活動（ホームルーム活動），児童会・生徒会，臨海・林間学校などのために，家庭が直接支出した経費（飲食，お土産等の個人的に要した経費を除く）
通学費	○ 通学のための交通費，スクールバス代，自転車通学が認められている学校での通学用自転車購入費等
制服	○ 学校が通学のために指定した制服一式（標準服を含む）で，いわゆる学生服以外にブレザー，ネクタイ，シャツ・ブラウス等を含むが，制服以外の衣類は除く
通学用品費	○ 通学のために必要な物品の購入費で，ランドセル，かばん，雨傘などの購入費
その他	○ 上記のいずれにも属さない経費で，学校の徽章・バッジ，上ばき，卒業記念写真・アルバムの代金等
学 校 給 食 費	◎ 幼稚園・小学校・中学校において，完全給食，補食給食，ミルク給食等給食の実施形態に関わらず，給食費として徴収した経費
学 校 外 活 動 費	○ 補助学習費及びその他の学校外活動費の合計
補助学習費	○ 予習・復習・補習などの学校教育に関する学習をするために支出した経費 ただし，学校で使用するものと共用のものは「学校教育費」とする
家庭内学習費	○ 家庭の中での学習に使用する物品・図書の購入費
物品費	○ 学習机，いす，本棚，カセットテープレコーダー，パソコン（補助学習用）等の購入費
図書費	○ 参考書，問題集，辞書，百科事典，学習用カセットテープ・パソコンソフト等の購入費
家庭教師費等	○ 家庭教師への月謝（謝礼），教材費また，通信添削などの通信教育を受けるために支出した経費
学習塾費	○ 学習塾へ通うために支出した全ての経費で，入会金，授業料（月謝），講習会費，教材費，通っている学習塾での模擬テスト代，学習塾への交通費
その他	○ 予習・復習・補習のための図書館などへの交通費，公開模擬テスト代等
その他の学校外活動費	○ 知識や技能を身に付け，豊かな感性を培い，心とからだの健全な発達を目的としたけいこごとや学習活動，スポーツ，文化活動などに要した経費（複数で共有するような物品等は一人当たりの経費）
体験活動・地域活動	○ ハイキングやキャンプなどの野外活動，ボランティア活動，ボーイスカウト・ガールスカウトなどの活動に要した経費
芸術文化活動	○ ピアノ，舞踊，絵画などを習うために支出した経費，音楽鑑賞・映画鑑賞などの芸術鑑賞，楽器演奏，演劇活動などに要した経費
月謝等	○ 入会金，月謝等
その他	○ 入場料，交通費，物品費，図書費等で，楽器，楽譜帳，舞踊のみに使う衣類等
スポーツ・レクリエーション活動	○ 水泳・野球・サッカー・テニス・武道・体操などのスポーツ技術を習うために支出した経費及びスポーツイベント等への参加費，スポーツ観戦に要した経費
月謝等	○ 入会金，月謝等
その他	○ 入場料，交通費，物品費，図書費等で，スポーツ用具の購入費や維持費等を含む
教養・その他	○ 習字，そろばん，外国語会話などを習うために支出した経費及び小説などの一般図書・雑誌購入費，博物館・動物園・水族館・図書館などへの入場料・交通費など
月謝等	○ 入会金，月謝等
図書費	○ 単行本，文庫本，全集，絵本等で，補助学習のために購入した場合を除く
その他	○ 入場料，交通費，物品費等で，補助学習のために購入した場合以外のパソコン，パソコン用ソフト等の購入費を含む